

令和7年9月29日	
所 属	選挙管理委員会事務局
所属長	野村 泉
電 話	06-6489-6774

令和7年6月15日執行尼崎市議会議員選挙の異議申出に対する決定について②

異議申出人田中淳司（以下「申出人」という。）が令和7年6月24日付けで提起した令和7年6月15日執行の尼崎市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）に係る異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、次のとおり決定し、告示する。

1 告示日

令和7年9月29日

2 異議申出人

田中 淳司

3 主文

本件異議申出を棄却する。

4 異議申出の趣旨

本件選挙における当選人のうち最下位当選者の当選は無効とし、次点候補者である申出人を当選人とすることを決定を求める。

5 申出人の主張

申出人は、①本件選挙において二重投票及び投票用紙の二重交付の疑いが4件あり、これらの二重投票がなければ、最下位当選者に代わり申出人が当選人となる可能性があった旨、②無効投票と判断された投票の中には公職選挙法第68条第1項各号のいずれにも該当しない票が含まれている蓋然性があることから、その無効投票と判断された投票を含む全投票に係る投票用紙を再点検し、同一筆跡の投票、判断の難しい投票等の実態を明確にし、再判定をする必要がある旨主張している。

6 決定の理由

法第206条第1項の規定による当選の効力に関する異議の申出は、本件選挙に係る当選人についての告示の日である令和7年6月17日から14日以内の日である同月24日に本件選挙に係る当選の無効を求めてなされたものであり、適法に行われたものであるため、これを受理し、慎重に審理した。

その結果、①二重投票の疑いに係る主張については、投票総数に二重投票のため本来無効である票が含まれている疑いは1票だけであるところ、最下位当選者と申出人の得票数の差は2,791票であるため、仮にその二重投票のため本来無効である疑いのある1票が最下位当選者の得票に含まれているとして、これを除外したとしても、最下位当選者と次点候補者申出人との得票順位が入れ替わることはないことから、二重投票がなければ最下位当選者に代わり申出人が当選人となる可能性があった旨の申出人の主張には、理由がない。

また、②-1無効投票と判断された投票の再判定に係る主張については、開票事務従事者が複数人で2回以上無効投票か否かを判定し、さらに、本件選挙に係る開票立会人全員で当該票の中に有効投票と判定すべき票がないことを点検することにより、慎重に無効投票を確定したものであって、申出人の主張には理由がない。

②-2同一筆跡の投票用紙を再点検することについては、同一筆跡の投票用紙を判別すること自体が困難である上に、仮に同一筆跡の投票用紙を判別することができたとしても、本件選挙においては608人が代理投票を利用していることから、二重投票とは無関係の同一筆跡の投票用紙が相当数存在すると考えられるため、同一筆跡の投票用紙を再点検することにより二重投票の疑いのある投票用紙を特定することはおよそ不可能である。

以上のとおり、本件選挙は適正に執行されており、改めて本件選挙に係る投票用紙の再点検をするまでもなく、申出人の主張には理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

7 その他

この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日又は公職選挙法第 215 条の規定による告示の日のいずれか遅い日から 21 日以内に、文書により兵庫県選挙管理委員会にこの決定に対する審査を申し立てることができる。

以 上